

# 国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長	給与法等の改正内容を踏まえ、平成22年12月以降の本給月額を約0.3%(3千円)減額し、6月期の期末特別手当については0.05月分、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。
理事	給与法等の改正内容を踏まえ、平成22年12月以降の本給月額を約0.3%(2千円)減額し、6月期の期末特別手当については0.05月分、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。
理事(非常勤)	改訂なし
監事	給与法等の改正内容を踏まえ、平成22年12月以降の本給月額を約0.3%(2千円)減額し、6月期の期末特別手当については0.05月分、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。
監事(非常勤)	改訂なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,472	千円 13,620	千円 4,852	千円 0			
A理事	千円 13,684	千円 10,036	千円 3,575	千円 72 (通勤手当)			
B理事	千円 13,635	千円 10,036	千円 3,575	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,611	千円 10,036	千円 3,575	千円 0			

D理事	千円 13,611	千円 10,036	千円 3,575	千円	4月1日		
E理事	千円 12,094	千円 8,608	千円 3,066	千円 420 (単身赴任手当)			
F理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0			
A監事	千円 10,696	千円 8,608	千円 2,010	千円 78 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0			

注1: 「前職」欄の「 」は、独立行政法人等の退職者であることを示し、「 」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事	千円 4,308	年 4	月 0	H22.3.31	-	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	

幹事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与（昇格、昇給及び勤勉手当）は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給（昇給特定職員については3号給）を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当（査定分）	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

##### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

平成22年4月1日から以下のとおり改正を行った。

（労働基準法の改定に伴う一部改正）

法定割増賃金の引き上げに伴い、時間外労働時間が60時間を超えた場合、超えた時間に対して150/100の超過勤務手当を支給。

（給与制度の見直しに伴う一部改正）

・学内組織の改編及び職務・責任に応じた支給対象の見直しに伴う管理職手当の改正。

・医歯学総合病院に勤務する職員に対し、手術部看護手当（一月当たり13,000円）の新設、救急勤務医手当の拡大（歯科医師を対象に含める。）、病理解剖待機手当の支給対象の拡大（非常勤医師を対象に含める。）を行ったことによる改正。

・初任給調整手当の改定（現行から4%の増額改定。）

・教員特殊業務手当の改定（新潟県の手当額と同額に改定。）

・職員の基本給決定に係る取扱（同一本給表の下位の職務に降格した場合の規程、昇級に係る昇級区分ごとの号数を明確化）の整備にともなう改正。

・指定職俸給表の廃止。

・退職手当に係る取扱の見直し（国の制度に準拠し、在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をした者に対して退職手当の支給制限を行う）に伴う一部改正。

・非常勤職員に係る特別休暇の見直しに伴う一部改正（結婚に伴い必要と認められる行事等のための特別休暇（有給）を新設。）

平成22年12月1日から以下のとりの改正を行った。

（給与制度の見直しに伴う一部改正）

・期末・勤勉手当の支給支給月額を引き下げ（職員0.2月分、再雇用職員0.1月分、特定幹部職員0.2月分）を行ったことによる改正。

平成23年1月1日から以下のとおりの改正を行った。

(給与制度の見直しに伴う一部改正)

・中高年齢層における俸給月額(平均0.4%)の引き下げを行ったことによる改正。

・55歳を超える職員(一般職(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)の本給支給額を一定率(1.5%)で減額を行ったことによる改正。

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,188	43.2	6,409	4,790	54	1,619
事務・技術	441	41.8	5,204	3,938	83	1,266
教育職種 (大学教員)	991	49.1	8,233	6,092	43	2,141
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	556	34.8	4,413	3,348	42	1,065
技能・労務職種	5	53.9	4,698	3,550	100	1,148
教育職種 (附属特別養護学校教員)	20	37.9	6,479	4,933	65	1,546
教育職種 (附属義務教育学校教員)	66	41.0	6,656	5,061	68	1,595
医療職種 (病院医療技術職員)	104	39.1	4,761	3,594	70	1,167
その他の医療職種 (医療技術職員)	2					
その他の医療職種 (看護師)	3	47.8	5,359	4,019	128	1,340

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注4: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注5: その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	17	62.6	3,075	2,629	78	446
事務・技術	13	62.5	3,088	2,638	66	450
技能・労務職種	3	62.5	2,969	2,541	90	428
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 再任用職員の医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	60	42.8	3,473	2,629	80	844
事務・技術	30	49.3	3,171	2,388	87	783
教育職種 (大学教員)	4	41.5	4,999	3,793	61	1,206
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	7	56.5	4,130	3,108	128	1,022
医療職種 (病院医療技術職員)	19	27.7	3,385	2,586	53	799

注1: 「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

〔年俸制適用者〕

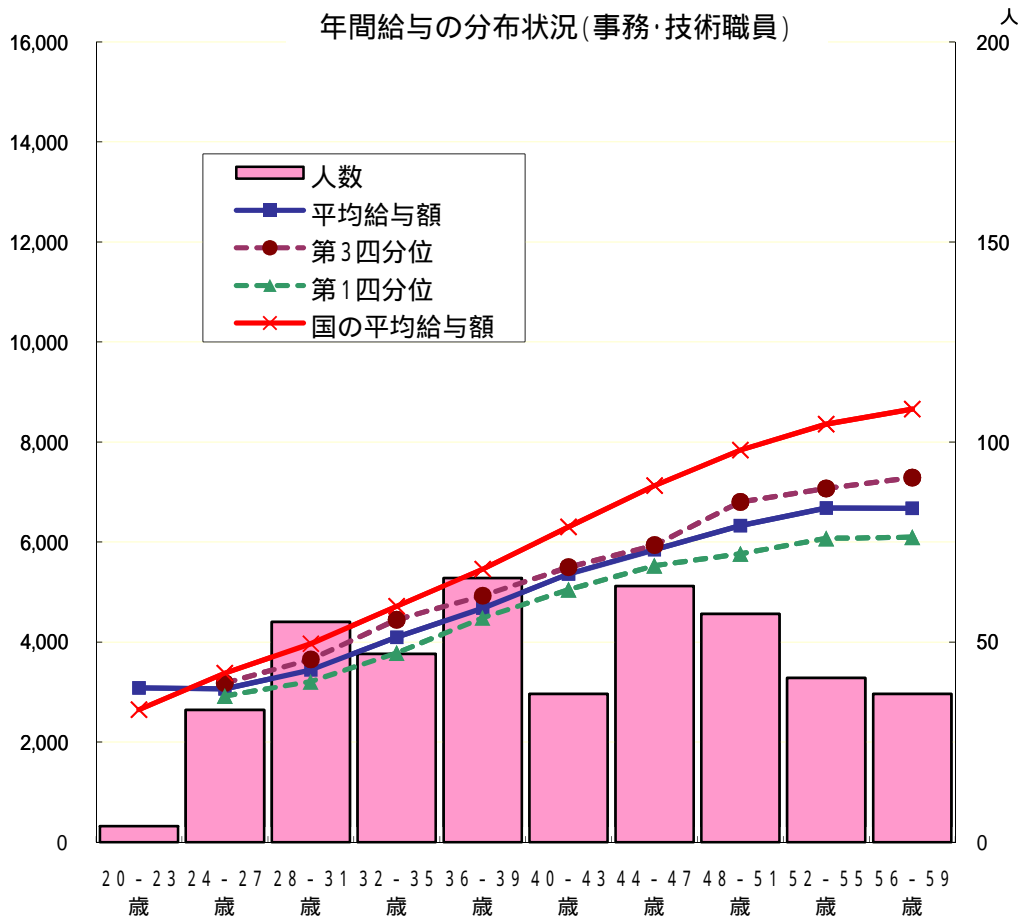
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	59	40.5	5,729	5,729	45	0
事務・技術	該当者なし					
特任教員等	59	40.5	5,729	5,729	45	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)

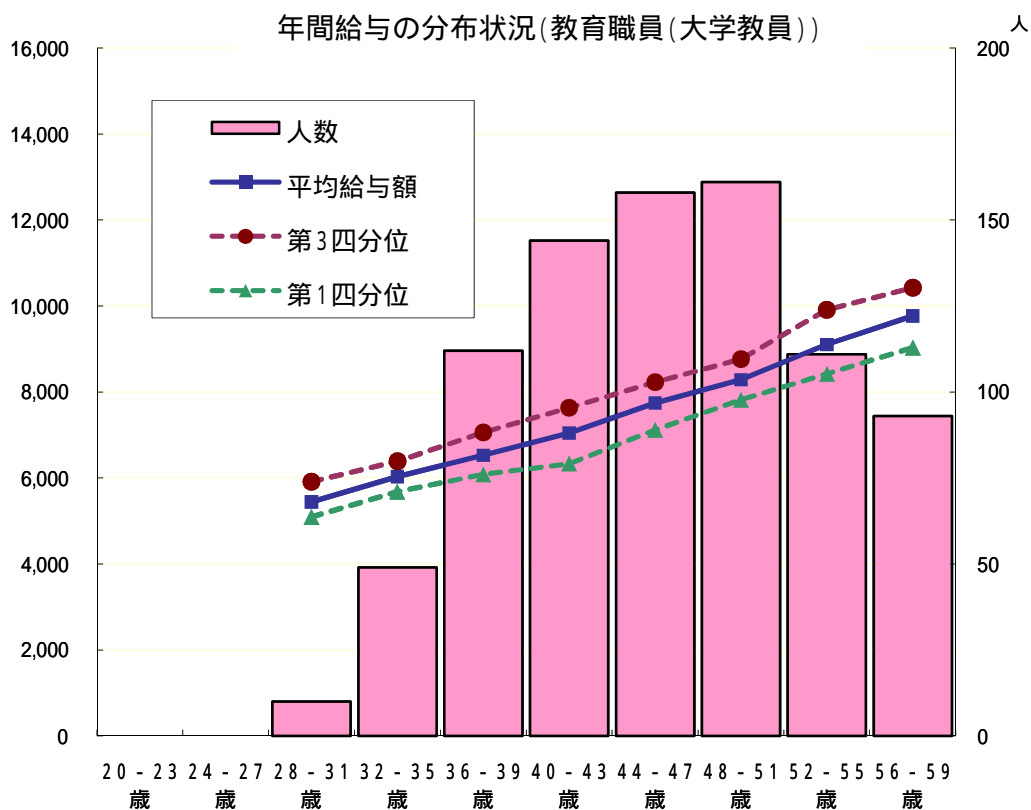


注1: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20~23歳の該当者は4人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	55.1	8,215	9,305	10,609		
課長	31	52.9	6,948	7,363	7,730		
副課長	37	50.4	6,007	6,610	7,044		
係長	172	46.2	5,067	5,533	5,956		
主任	77	39.8	4,240	4,751	5,275		
係員	117	30.2	3,114	3,441	3,676		

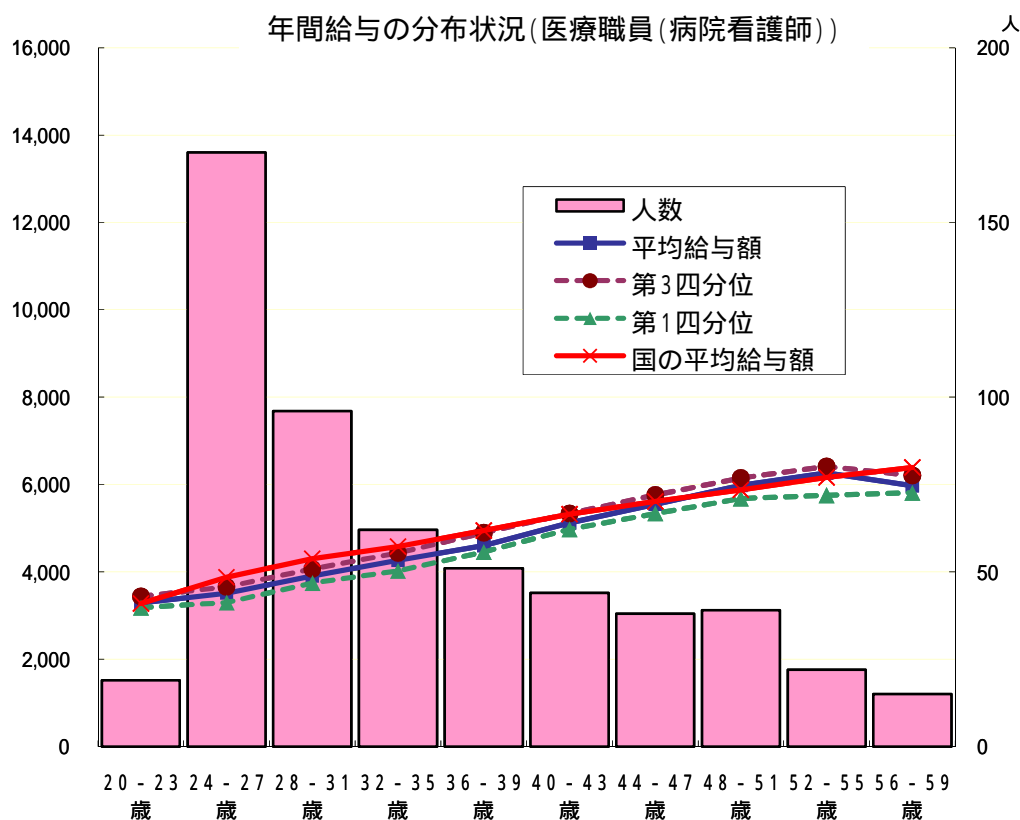


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	354	56.8	9,309	9,922	10,423		
准教授	352	46.4	7,335	7,784	8,306		
講師	72	47.1	7,211	7,515	7,983		
助教	204	41.4	5,978	6,236	6,542		
助手	8	42.5	5,265	5,649	5,958		
教務職員	1		-				

注：教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。





(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	4	52.0	-	7,215	-
看護師長	30	49.3	5,852	6,048	6,235
副看護師長	76	45.3	5,205	5,512	5,847
看護師	443	31.7	3,526	4,024	4,378
准看護師	2		-		-

注1：看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ1人及び2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	441 人	65 人 ( 14.7%)	71 人 ( 16.1%)	213 人 ( 48.3%)	54 人 ( 12.2%)	29 人 ( 6.6%)	5 人 ( 1.1%)
年齢(最高 ~最低)		39 ~ 22 歳	52 ~ 28 歳	58 ~ 34 歳	59 ~ 45 歳	59 ~ 40 歳	59 ~ 54 歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 2,768 ~ 1,907	千円 3,916 ~ 2,350	千円 4,896 ~ 2,972	千円 5,663 ~ 3,989	千円 6,645 ~ 4,813	千円 6,591 ~ 5,666
年間給与 額(最高 -最低)		千円 3,676 ~ 2,532	千円 5,190 ~ 3,131	千円 6,511 ~ 4,006	千円 7,469 ~ 5,362	千円 8,574 ~ 6,522	千円 8,823 ~ 7,393

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	4 人	4 人 ( 0.9%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
年齢(最高 ~最低)		59 ~ 49 歳			
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 8,223 ~ 7,014	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円 10,992 ~ 9,489	千円	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	991 人	1 人 ( 0.1%)	212 人 ( 21.4%)	74 人 ( 7.5%)	350 人 ( 35.3%)	354 人 ( 35.7%)
年齢(最高 ~最低)		~	62 ~ 29 歳	63 ~ 30 歳	64 ~ 31 歳	64 ~ 38 歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 ~	千円 5,629 ~ 3,625	千円 6,498 ~ 3,505	千円 7,062 ~ 4,045	千円 9,203 ~ 5,246
年間給与 額(最高 -最低)		千円 ~	千円 7,464 ~ 4,898	千円 8,655 ~ 4,760	千円 9,396 ~ 5,412	千円 12,832 ~ 7,205

注：1級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高~最低)以下の欄については記載していない。

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 556	人 2 ( 0.4%)	人 443 ( 79.7%)	人 76 ( 13.7%)	人 30 ( 5.4%)	人 4 ( 0.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 59 ~ 22	歳 58 ~ 33	歳 56 ~ 42	歳 55 ~ 49
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 ~	千円 4,882 ~ 2,243	千円 4,842 ~ 3,539	千円 4,997 ~ 4,037	千円 5,660 ~ 5,299
年間給与 額(最高 -最低)		千円 ~	千円 6,499 ~ 2,973	千円 6,425 ~ 4,730	千円 6,626 ~ 5,432	千円 7,452 ~ 7,000

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 1	人 1 ( 0.2%)	人 0 ( 0.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高 -最低)		千円 ~	千円 ~

注：1級及び6級の該当者はそれぞれ2人及び1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢（最高～最低）以下の欄については記載していない。

賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.2	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.0	% 33.8	% 35.3
	最高～最低	% (50.0～33.3)	% (46.5～29.7)	% (48.2～32.0)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.2	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 32.8	% 34.4
	最高～最低	% (39.0～24.0)	% (35.7～29.4)	% (36.8～27.6)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.7	% 63.0	% 61.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.3	% 37.0	% 38.6
	最高～最低	% (49.6～34.3)	% (46.1～31.0)	% (47.9～32.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.2	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 32.8	% 34.4
	最高～最低	% (49.4～32.3)	% (45.9～28.8)	% (47.6～30.7)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.8	% 64.3	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.2	% 35.7	% 37.4
	最高～最低	% (46.2～35.3)	% (42.5～31.4)	% (44.3～34.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.0	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 33.0	% 34.6
	最高～最低	% (39.0～33.1)	% (35.7～29.8)	% (37.3～31.4)

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 83.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 95.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 93.8

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 94.2

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 95.7

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	83.0	
	参考	地域勘案	90.4
		学歴勘案	83.9
		地域・学歴勘案	90.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.5% (国からの財政支出額 19,619,245千円, 支出予算の総額 52,271,449千円:平成22年度予算)  【検証結果】 对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行って行きたい。		

医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	94.2	
	参考	地域勘案	96.5
		学歴勘案	92.9
		地域・学歴勘案	96.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.5% (国からの財政支出額 19,619,245千円, 支出予算の総額 52,271,449千円:平成22年度予算)  【検証結果】 对国家公務員(医療職(三))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		

講ずる措置

今後も適切な給与水準となるよう管理を行って行きたい。

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較 90.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,889,225	千円 16,362,345	千円 (%) 473,120 ( 2.9)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 1,814,720	千円 2,236,262	千円 (%) 421,542 ( 18.9)	千円 (%) - -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,205,455	千円 4,541,905	千円 (%) 663,550 (14.6)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 2,550,704	千円 2,417,758	千円 (%) 132,946 (5.5)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 25,460,104	千円 25,558,270	千円 (%) 98,166 ( 0.4)	千円 (%) - -

総人件費について参考となる事項

1 比較増 減額について

- 給与、報酬等支給総額(A)の増 減額の要因(対平成21年度比 473,120千円)  
 ・欠員、外注化などによる支給人数の減・国準拠による本給月額及び期末勤勉手当の減  
 ・団塊世代退職の世代交代による減  
 退職手当支給額(B)の増 減額の要因(対平成21年度比 421,542千円)  
 ・基礎給与額の減・支給人数の減  
 非常勤役職員等給与(C)の増 減額の要因(対平成21年度比 663,550千円)  
 ・特定有期看護職員の増・特任教員の増・外部資金による雇用の増  
 福利厚生費(D)の増 減額の要因(対平成21年度比 132,946千円)  
 ・法定福利費の保険料率の増・非常勤職員増に伴う法定福利費の増

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

- ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに、教員補充については、その必要性、採用時期等を慎重に検討し、人件費の削減を図った。  
 ・事務系職員にあっては、平成18年度から平成22年度までの5年間で計画的に事務の外注化をすすめる「事務の外注化実施計画」を策定し、平成22年度には、この計画に基づき7人の外注化を実施した。

法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- 平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図る。  
 及び の進ちよく状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額(千円)	19,117,735	17,840,372	17,352,396	16,905,605	16,362,345	15,889,225
人件費削減率(%)		6.7%	9.2%	11.6%	14.4%	16.9%
人件費削減率(補正值)(%)		6.7%	9.9%	12.3%	12.7%	13.7%

(注1) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%、1.5%である。

(注2) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

3 その他

本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について

「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし。